

## 平成30年4月9日01時32分頃の島根県西部の地震に伴う

大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成30年4月9日01時32分頃の島根県西部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を引き下げて運用します。

平成30年4月9日01時32分頃の島根県西部の地震により、島根県で震度5強を観測しました。

この地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂 災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、島根県のうち震度5強以上を観測した市町村については、当分の間、松江地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準:通常基準の8割 暫定基準を設ける市町村:島根県大田市

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問合せ先:予報部 予報課 気象防災推進室 担当 板井・吉松 電話 03-3212-8341 (内線 3125・3189 ) FAX 03-3211-8303